

東海村産業振興ビジョン実現における

イノベーション創出及び人材確保・育成に関する連携・協力協定書

茨城県東海村（以下「甲」という。）、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「乙」という。）、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構（以下「丙」という。）（乙及び丙において共同運営する J-PARC センターを含む。）、国立大学法人東京大学（以下「丁」という。）及び国立大学法人茨城大学（以下「戊」という。）は、東海村における先端科学技術の集積地である強みを生かしたイノベーションの創出に向けた協力や東海村の産業特性を持続可能とするための人材の確保・育成並びに甲、乙、丙、丁及び戊（以下総称して「当事者」という。）の発展や魅力あるまちづくりに資するため、次のとおり連携・協力協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、当事者が連携及び協力し、アカデミア発スタートアップ企業を中心としたイノベーションを東海村に創出・誘致するための施策や人材の確保・育成施策の具体化を推進し、もって当事者の発展及び甲の地域産業振興に寄与することを目的とする。

（基本構想の合意及び連携・協力）

第2条 当事者は、前条の目的を達成するため、別紙「東海村スタートアップ支援施策基本構想」の内容を相互に確認し、その内容に合意するとともに、本構想に基づく施策の具現化について、連携及び協力して取組を推進するものとする。

（連携・協力事項）

第3条 前条に規定する連携・協力事項は、次のとおりとする。

- （1）東海村スタートアップ支援施策基本構想の具現化に関する事項
- （2）イノベーション創出や人材の確保・育成に関する事項
- （3）その他本協定の目的を達成するため、必要かつ有益な事項

2 当事者は、前項各号の連携・協力の具体的内容を定めるため、必要に応じて、本協定に基づく個別の覚書等を締結するものとする。

（知的財産の取扱い）

第4条 当事者は、本協定に基づく連携・協力の実施により生じる事が想定される知的財産については、事前にその権利の帰属及び取扱いに関して、当事者間で誠実に協議を行い、決定するものとする。

（経費の負担）

第5条 第2条に掲げる事項の実施に要する経費の負担については、施策ごとに当事者が協議の上定めるものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の30日前までに、当事者いずれからも書面による別段の意思表示がないときは、本協定は1年間更新されるものとし、以後もまた同様とする。

2 有効期間の満了、中途解約その他理由の如何を問わず本協定が終了する場合であっても、その終了時に第3条第2項の規定に基づき締結された個別の覚書等が存在する場合には、かかる覚書等の終了まで本協定の効力は失われないものとする。

（機密保持）

第7条 当事者は、本協定に基づき、情報開示者が秘密である旨を表示して他の当事者に提供した情報（以下「機密情報」という。）を秘密に保つものとし、情報開示者の事前許諾のない限り第三者に開示してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、当事者は、法令による開示を求められた場合には、合理的に必要な範囲で、機密情報を開示することができるものとする。

3 当事者は、本協定が前条に定める有効期間の満了により効力を失った後も、前2項による機密保持の義務を負う。

（目的外使用の禁止及び成果の公表）

第8条 当事者は、前条に定める機密情報を第1条に定める目的以外の目的で使用してはならない。

2 本協定に基づき具体化された施策の内容及びその実施結果については、前条に定める機密情報を除き、当事者間の協議により、適切な方法で公表することができるものとする。

（協議事項）

第9条 本協定に定めのない事項又は運用に当たり疑義が生じた事項については、その都度、当事者間にて誠意をもって協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書5通を作成し、各当事者が署名の上、各1通を保有する。

令和8年 9月30日

甲 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号
東海村長

山田 修

乙 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 理事

門馬 利行

丙 茨城県つくば市大穂1番地1
大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 理事

道園 真一郎

丁 東京都文京区本郷七丁目3番1号
国立大学法人東京大学大学院工学系研究科長・工学部長

津本 浩平

戊 茨城県水戸市文京2丁目1番1号
国立大学法人茨城大学 学長

佐川 泰弘